

【件名】ACT政府発表：4月26日以降シドニー大都市圏の感染の可能性がある地点に訪問歴のある人は直ちに自己隔離（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 5月6日（木）、ACT政府は、NSW州保健局の最新の発表を受け、4月26日以降シドニー大都市圏（Greater Sydney）に訪問歴のある人に対して、ACT保健局のホームページを確認し、感染者が訪問した感染の可能性がある地点（exposure location）または調査中の地点（source investigation location）に訪問歴がある人に対する措置を発表しました。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/changes-to-act-health-requirements-following-additional-covid-19-case-in-nsw>

（1）5月6日（木）、ACT政府は、NSW州保健局の最新の発表を受け、4月26日以降シドニー大都市圏（Greater Sydney）に訪問歴のある人に対して、ACT保健局のホームページを確認し、感染者が訪問した感染の可能性がある地点（exposure location）または調査中の地点（source investigation location）に訪問歴がある人に対し、以下（2）及び（3）の措置を発表しました（当館注：ACT政府は両地点を新型コロナウイルス懸念地域（「COVID-19 Area of Concern」と呼称しています）。

○ACT政府新型コロナウイルス懸念地域リンク先：

<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern>

（2）感染者が訪問した感染の可能性がある地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに検査を受け、同地を訪問した日時から14日間自己隔離し、ACT保健局（電話：0251246209）に連絡しなければなりません。

（3）調査中の地点に特定の日時に訪問歴のある人は、新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離しなければなりません。

（4）NSW州における調査は引き続き行われており、今後、新たな場所が感染の可能性がある地点に追加される可能性があるため、最新の情報を確認してください。

2 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州，N T（北部準州）管轄）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館（V I C州，S A州，T A S州管轄）

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館（W A州管轄）

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>